機械・電気設備請負工事必携

1 機械・電気設備工事共通仕様書

新旧対比表

(令和2年4月)

| | 改訂前 | 改訂後 | |
|--------|---|--|--|
| | 第1節 総 則 | 第1節 総 則 | |
| P. 1-1 | 1-1-1 適用 | 1-1-1 適用 | |
| | 1. 適用工事 | 1. 適用工事(省略) | |
| | 2. 共通仕様書の適用 受注者は、共通仕様書の適用にあたって、「大阪府都市整備部請負工事監督技術基準」および、「大阪府総務部契約局建設工事検査要領」または「大阪府都市整備部請負工事検査基準」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第 18 条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)にあたっては、地方自治法施行令(平成 28 年 11 月改正 政令第 360 号)第 167 条の 15 に基づくものであることを認識しなければならない。 | 「大阪府総務部契約局建設工事検査要領」または「大阪府都市整備部請負工事検査基準」に従った 監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理 体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査(完成検査、既済部分検査)に | |
| P. 1-7 | 1-1-5 CORINSへの登録 受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事 実績情報サービス (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、記正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。 | 実績情報システム (CORINS) に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を CORINS から監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額 500 万円以上 (単価契約の場合は契約総額) の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。 なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。 | |

| | 改訂前 | 改訂後 |
|---------|--|--|
| | 1-1-10 施工体制台帳 | 1-1-10 施工体制台帳 |
| P. 1-9 | 1.一般事項 | 1.一般事項 |
| | 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳 | 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係 |
| | に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号、国港建 | る書類の提出について」 <mark>(平成30年12月20日付け国官技第62号)、「社会保険の加入に関する下請指導</mark> |
| | 第 112 号、国空建第 68 号)に社会保険の加入に関する事項を追加した「社会保険の加入に関す | ガイドラインの制定について」、「施工体制台帳の作成等について」(平成31年3月29日付け国土建第 |
| | る下請け指導ガイドラインの制定について」(平成24年7月4日付け国土建第133号、国土建 | 499号、500号)及び「施工体制台帳等活用マニュアルに従って記載した施工体制台帳を作成し、エ |
| | 第70号)及び「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」(平成24年7月4日付け国土 | - 事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に 提出 しなければならない。 |
| | 建第 137 号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写し | |
| | を監督職員に 提出 しなければならない。 | |
| | 1-1-23 施工管理 | 1-1-23 施工管理 |
| P. 1-15 | 1. 一般事項(省略) | 1. 一般事項(省略) |
| | (中略) | (中略) |
| | 4. 整理整頓(省略) | 4. 整理整頓(省略) |
| | | |
| | 5. 周辺への影響防止 | 5. 周辺への影響防止 |
| | 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施 | 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施 |
| | 工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ 連絡 し、その対応方法等 | 工しなければならない。また、 <mark>影響が生じるおそれがある場合、又は</mark> 生じた場合には直ちに監督 |
| | - に関して監督職員と速やかに 協議 しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと | 職員へ 連絡 し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに 協議 しなければならない。また、 |
| | 認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。 | 損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければな |
| | | らない。 |
| | 1-1-26 工事中の安全確保 | 1-1-26 工事中の安全確保 |
| P. 1-18 | 1. 安全指針等の遵守(省略) | 1. 安全指針等の遵守(省略) |
| | (中略) | (中略) |
| | 12. 工事関係者の連絡会議(省略) | 12. 工事関係者の連絡会議(省略) |
| | 13. 安全衛生協議会の設置 | 13. 安全衛生協議会の設置 |
| | 監督職員が、労働安全衛生法(平成27年5月改正 法律第17号)第30条第1項に規定する | 監督職員が、労働安全衛生法 (平成30年7月改正 法律第78号) 第30条第1項に規定する |
| | 措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこ | 措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこ |
| | れに従うものとする。 | れに従うものとする。 |
| | 14. 安全優先 | 14. 安全優先 |
| | 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成27年5月 | 受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成 30 年 7 月 |
| | 改正 法律第 17 号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、 | 改正 法律第78号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、 |
| | 電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 | 電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならない。 |
| | | |
| | | |

1機械・電気設備工事共通仕様書 第1編 共通事項 新旧対比表

策を講じなければならない。

| 幾械・電気設備工事 | 兵共通仕様書 第1編 共通事項 新旧対比表 | | | |
|-----------|---|--|--|--|
| | 改訂前 | 改訂後 | | |
| | 1-1-29 事故報告書 | 1-1-29 事故報告書 | | |
| P. $1-19$ | 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に 連絡 するとともに、 指 | 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に 連絡 する。 <mark>また、建設工</mark> | | |
| | 示 する期日までに、事故発生報告書を 提出 しなければならない。 | 事事故データベースシステムの登録対象となる工事事故の場合、監督職員が 指示 する期日まで | | |
| | | に、事故発生報告書を 提出 しなければならない。 | | |
| | | | | |
| | 1-1-30 環境対策 | 1-1-30 環境対策 | | |
| P. $1-20$ | 1. 環境保全(省略) | 1. 環境保全(省略) | | |
| | (中略) | (中略) | | |
| | 5. 水中への落下防止措置(省略) | 5. 水中への落下防止措置(省略) | | |
| | | | | |
| | 6. 排出ガス対策型建設機械 | 6. 排出ガス対策型建設機械 | | |
| | 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車 | 受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排 | | |
| | 排出ガスの規制等に関する法律」(平成27年6月改正 法律第50号)に基づく技術基準に適合す | 出ガスの規制等に関する法律」 <mark>(平成29年5月改正 法律第41号)</mark> に基づく技術基準に適合する特 | | |
| | る特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設 | 定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機 | | |
| | 省経機発第 249 号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成 24 年 3 | 発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(最終改正平成24年3月23日付 | | |
| | 月 23 日付国土交通省告示第 318 号)もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最 | 国土交通省告示第318号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(最終改訂平成2 | | |
| | 終改訂平成23年7月13日付国総環リ第1号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以 | 年7月13日付国総環リ第1号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対 | | |
| | 下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。 | 策型建設機械等」という。) を使用しなければならない。 | | |
| | (以下省略) | (以下省略) | | |
| | A STATE OF A Mileson | A CONTRACT A Minary | | |
| D 1 00 | 1-1-32 交通安全管理 | 1-1-32 交通安全管理 | | |
| P. $1-23$ | 1. 一般事項(省略) | 1. 一般事項(省略) | | |
| | 2. 輸送災害の防止(省略) | 2. 輸送災害の防止(省略) | | |
| | 3. 交通安全等輸送計画(省略) | 3. 交通安全等輸送計画(省略) | | |
| | 4. 交通安全法令の遵守 | 4. 交通安全法令の遵守 | | |
| | 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、 | 受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、 | | |
| | 道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命 | 道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命 | | |
| | 令(平成 28 年 7 月 15 日改正 内閣府・国土交通省令第 2 号)、道路工事現場における標示施設 | 令 <mark>(平成29年4月21日改正 内閣府・国土交通省令第3号)</mark> 、道路工事現場における標示施設等の | | |
| | 等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等 | 設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置 | | |
| | の設置基準の一部改正について(局長通知 平成 18年3月31日 国道利37号・国道国防第205 | 基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路 | | |
| | 号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路 | 工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国 | | |
| | 政課長、国道・防災課長通知平成 18 年 3 月 31 日 国道利 38 号・国道国防第 206 号)及び道路 | 道・防災課長通知平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設 | | |
| | 工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対 | 置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければ | | |
| | | | | |

ならない。

(次ページへ続く)

| | 改訂前 | | 改訂後 | |
|---------|--|--|---|---|
| | (中略) 11. 作業船舶機械故障時の処理(省略) | | 5. 工事用道路使用の責任(省略) (中略) 11. 作業船舶機械故障時の処理(省略) 12. 通行許可 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | 受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成26年5月改正政令第187号)第3 | |
| | | 通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を | | 通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を |
| | _ | | | 。また、道路交通法施行令 <mark>(平成30年1月4日改正 政令第</mark> |
| | | 建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法 | | 幾械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法 <mark>(平</mark> |
| | (平成27年9月改正 法律第76号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 | | <mark>成30年6月改正 法律第41号)</mark> 第 57 条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。 | |
| | 1-1-34 諸法令の遵守 | | 1-1-34 諸法令の遵守 | |
| P. 1-24 | 1. 諸法令の遵守 | | 1. 諸法令の遵守 | |
| | 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適 | | | を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適 |
| | 用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。 | | | ければならない。なお、主な法令は以下に示す通りである。 |
| | (1) 会計法 | (平成 18 年 6 月改正 法律第 53 号) | (1) <mark>地方自治法</mark> | (令和元年6月改正 法律第37号) |
| | (2) 建設業法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | (2) 建設業法 | (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) |
| | (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号) | (3) 下請代金支払遅延等防止法 | (平成 21 年 6 月改正 法律第 51 号) |
| | (4) 労働基準法 | (平成 27 年 5 月改正 法律第 31 号) | (4) 労働基準法 | (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) |
| | (5) 労働安全衛生法 | (平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号) | (5) 労働安全衛生法 | (平成 30 年 7 月改正 法律第 78 号) |
| | (6) 作業環境測定法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号) | (6) 作業環境測定法 | (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号) |
| | (7) じん肺法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 82 号) | (7) じん肺法 | (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) |
| | (8) 雇用保険法 | (平成 28 年 6 月改正 法律第 63 号) | (8) 雇用保険法 | (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) |
| | (9) 労働者災害補償保険法 | (平成 27 年 5 月改正 法律第 17 号) | (9) 労働者災害補償保険法 | (平成 30 年 5 月改正 法律第 31 号) |
| | (10) 健康保険法 | (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号) | (10) 健康保険法 | (平成 30 年 7 月改正 法律第 79 号) |
| | (11) 中小企業退職金共済法 | (平成 28 年 6 月改正 法律第 66 号) | (11) 中小企業退職金共済法 | (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) |
| | (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号) | | | する法律 (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) |
| | (13) 出入国管理及び難民認定法 | (平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号) | (13) 出入国管理及び難民認定法 | (平成 30 年 7 月改正 法律第 71 号) |
| | (14) 道路法 | (平成 28 年 3 月改正 法律第 19 号) | (14) 道路法 | (平成 30 年 7 月改正 法律第 17 9) (平成 30 年 3 月改正 法律第 6 号) |
| | (15) 道路交通法 | (平成 27 年 9 月改正 法律第 76 号) | (15) 道路交通法 | (平成 30 年 3 月改正 法律第 6 号) |
| | (16) 道路運送法 | (平成 28 年 12 月改正 法律第 106 号) | | (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) |
| | | | (16) 道路運送法 (17) 漢數選送東西法 | |
| | (17) 道路運送車両法 | (平成 28 年 11 月改正 法律第 86 号) (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号) | (17) 道路運送車両法 | (平成 29 年 5 月改正 法律第 40 号) (平成 25 年 11 月改正 法律第 70 号) |
| | (18) 砂防法 | (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号) | (18) 砂防法 | (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号) |
| | (19) 地すべり等防止法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | (19) 地すべり等防止法 | (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) |
| | (20) 河川法 | (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号) | (20)河川法 | (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) |
| | | | | (次ページへ続く) |
| | | | | |

1機械・電気設備工事共通仕様書 第1編 共通事項 新旧対比表

| | 改訂前 | | 改 <mark>訂後</mark> |
|----------------------|----------------------------|----------------------------|--|
| (21) 海岸法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | (21) 海岸法 | (平成29年6月改正 法律第45号) |
| (22) 港湾法 | (平成28年5月改正 法律第45号) | (22) 港湾法 | (平成29年6月改正 法律第55号) |
| (23) 港則法 | (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号) | (23) 港則法 | (平成 29 年 6 月改正 法律第 55 号) |
| (24) 漁港漁場整備法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | (24) 漁港漁場整備法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| (25) 下水道法 | (平成 27 年 5 月改正 法律第 22 号) | (25) 下水道法 | (平成27年5月改正 法律第22号) |
| (26) 航空法 | (平成28年5月改正 法律第51号) | (26) 航空法 | (平成29年6月改正 法律第45号) |
| (27) 公有水面埋立法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号) | (27) 公有水面埋立法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号) |
| (28) 軌道法 | (平成 18年 3月改正 法律第 19号) | (28) 軌道法 | (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) |
| (29) 森林法 | (平成28年5月改正 法律第47号) | (29) 森林法 | (平成30年6月改正 法律第35号) |
| (30)環境基本法 | (平成 26 年 5 月改正 法律第 46 号) | (30)環境基本法 | (平成30年6月改正 法律第50号) |
| (31) 火薬類取締法 | (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号) | (31) 火薬類取締法 | (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号) |
| (32)大気汚染防止法 | (平成 27 年 6 月改正 法律第 41 号) | (32) 大気汚染防止法 | (平成29年6月改正 法律第45号) |
| (33) 騒音規制法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号) | (33) 騒音規制法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号) |
| (34) 水質汚濁防止法 | (平成28年5月改正 法律第47号) | (34) 水質汚濁防止法 | (平成29年6月改正 法律第45号) |
| (35) 湖沼水質保全特別措置法 | (平成26年6月改正 法律第72号) | (35) 湖沼水質保全特別措置法 | (平成26年6月改正 法律第72号) |
| (36)振動規制法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号) | (36) 振動規制法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号) |
| (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する社 | 律(平成27年7月改正 法律第58号) | (37) 廃棄物の処理及び清掃に関す | ^ト る法律 <mark>(平成 29 年 6 月改正 法律第 61 号)</mark> |
| (38) 文化財保護法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | (38) 文化財保護法 | (平成 30 年 6 月改正 法律第 42 号) |
| (39) 砂利採取法 | (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号) | (39) 砂利採取法 | (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号) |
| (40) 電気事業法 | (平成 28 年 6 月改正 法律第 59 号) | (40) 電気事業法 | (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号) |
| (41) 消防法 | (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号) | (41) 消防法 | (平成30年6月改正 法律第67号) |
| (42) 測量法 | (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号) | (42) 測量法 | (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号) |
| (43) 建築基準法 | (平成 28 年 6 月改正 法律第 72 号) | (43) 建築基準法 | (平成30年6月改正 法律第67号) |
| (44) 都市公園法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | (44) 都市公園法 | (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号) |
| (45) 建設工事に係る資材の再資源化等 | に関する法律 | (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | |
| | (平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号) | | (平成 26 年 6 月改正 法律第 55 号) |
| (46) 土壤汚染対策法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 51 号) | (46) 土壤汚染対策法 | (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) |
| (47) 駐車場法 | (平成 23 年 12 月改正 法律第 122 号) | (47) 駐車場法 | (平成 29 年 5 月改正 法律第 26 号) |
| (48)海上交通安全法 | (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号) | (48) 海上交通安全法 | (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号) |
| (49) 海上衝突予防法 | (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号) | (49) 海上衝突予防法 | (平成 15 年 6 月改正 法律第 63 号) |
| (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に | 上関する法律 | (50) 海洋汚染等及び海上災害の[| 5止に関する法律 |
| | (平成 26 年 6 月改正 法律第 73 号) | | (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号) |
| (51) 船員法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | (51) 船員法 | (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号) |
| (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者 | f法 (平成 30 年 6 月改正 法律第 59 号) |
| (53)船舶安全法 | (平成26年6月改正 法律第69号) | (53)船舶安全法 | (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号) |
| (54) 自然環境保全法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | (54) 自然環境保全法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) |
| (55)自然公園法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | (55) 自然公園法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) |
| | | | (次ページへ続 |

| | 改訂前 (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 | | 改訂後 (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 | |
|--|--|---------------------------------------|---|--------------------------------------|
| | | | | |
| | | (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号) | | (平成27年9月改正 法律第66号) |
| | (57) 国等による環境物品等の調 | 達の推進等に関する法律 | (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 | |
| | | (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号) | | (平成 27 年 9 月改正 法律第 66 号) |
| | (58) 河川法施行法 | (平成 28 年 12 月改正 法律第 366 号) | (58) 河川法施行法 | (平成 11 年 12 月改正 法律第 160 号) |
| | (59) 技術士法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | (59) 技術士法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| | (60) 漁業法 | (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号) | (60) 漁業法 | (平成30年7月改正 法律第75号) |
| | (61) 空港法 | (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号) | (61) 空港法 | (平成 25 年 11 月改正 法律第 76 号) |
| | (62) 計量法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | (62) 計量法 | (平成26年6月改正 法律第69号) |
| | (63) 厚生年金保険法 | (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号) | (63) 厚生年金保険法 | (平成30年7月改正 法律第71号) |
| | (64) 航路標識法 | (平成 28 年 5 月改正 法律第 42 号) | (64) 航路標識法 | (平成28年5月改正 法律第42号) |
| | (65) 資源の有効な利用の促進に | 関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | (65) 資源の有効な利用の促進 | に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) |
| | (66) 最低賃金法 | (平成 24 年 4 月改正 法律第 27 号) | (66) 最低賃金法 | (平成24年4月改正 法律第27号) |
| | (67) 職業安定法 | (平成 28 年 5 月改正 法律第 47 号) | (67)職業安定法 | (平成30年7月改正 法律第71号) |
| | (68) 所得税法 | (平成 28 年 11 月改正 法律第 89 号) | (68) 所得税法 | (平成30年6月改正 法律第41号) |
| | (69) 水産資源保護法 | (平成 27 年 9 月改正 法律第 70 号) | (69) 水産資源保護法 | (平成27年9月改正 法律第70号) |
| | (70) 船員保険法 | (平成 28 年 12 月改正 法律第 114 号) | (70)船員保険法 | (平成 29 年 6 月改正 法律第 52 号) |
| | (71) 著作権法 | (平成 28 年 5 月改正 法律第 51 号) | (71)著作権法 | (平成30年7月改正 法律第72号) |
| | (72) 電波法 | (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号) | (72) 電波法 | (平成 30 年 5 月改正 法律第 24 号) |
| | (73)土砂等を運搬する大型自動車 | 車による交通事故の防止等に関する特別措置法 | (73) 土砂等を運搬する大型自 | 動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 |
| | | (平成 27 年 6 月改正 法律第 40 号) | | (平成27年6月改正 法律第40号) |
| | (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 28 年 3 月改正 法律第 17 号) | | (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成 29 年 6 月改正 法律第 45 号 | |
| | (75) 農薬取締法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | (75) 農薬取締法 | (平成 30 年 6 月改正 法律第 53 号) |
| | (76) 毒物及び劇物取締法 | (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号) | (76) 毒物及び劇物取締法 | (平成30年6月改正 法律第66号) |
| | (77) 特定特殊自動車排出ガスの | 規制等に関する法律 | (77) 特定特殊自動車排出ガス | の規制等に関する法律 |
| | | (平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号) | | (平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号) |
| | (78) 公共工事の品質確保の促進 | こ関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 56 号) | (78) 公共工事の品質確保の促 | - 進に関する法律 (平成 26 年 6 月改正 法律第 56 号 |
| | (79) 警備業法 | (平成 23 年 6 月改正 法律第 61 号) | (79) 警備業法 | (平成30年5月改正 法律第33号) |
| | (80) 行政機関の保有する個人情報 | 報の保護に関する法律 | (80) 行政機関の保有する個人 | 情報の保護に関する法律 |
| | | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | | (平成 30 年 6 月改正 法律第 41 号) |
| | (81) 高齢者、障害者等の移動等(| の円滑化の促進に関する法律 | (81) 高齢者、障害者等の移動 | 等の円滑化の促進に関する法律 |
| | | (平成 26 年 6 月改正 法律第 69 号) | | (平成30年6月改正 法律第67号) |
| | (82) 海洋基本法 | (平成 28 年 4 月改正 法律第 33 号) | (82) 海洋基本法 | (平成 28 年 4 月改正 法律第 33 号) |
| | (83) 有線電気通信法 | (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号) | (83) 有線電気通信法 | (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号) |
| | (84) 電気通信事業法 | (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号) | (84) 電気通信事業法 | (平成 27 年 5 月改正 法律第 26 号) |
| | (85) 電気工事士法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号) | (85) 電気工事士法 | (平成 26 年 6 月改正 法律第 72 号) |
| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | (1,7,5 (2,1,2,5)) |

| 「る場合、 設計図書 に特許権等の対象である旨明示が無く、その使 |
|---|
| |
| 第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条員と協議しなければならない。 9発明または考案したときは、これを保全するために必要な措置をこついては、発注者と協議しなければならない。 9を 2条 (平成 30 年 7 月改正 法律第 72 号第 2条 (平物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属する。) 3よび権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれ。 1月申することができる。 |
| |

1機械・電気設備工事共通仕様書 第2編 機械設備工事 新旧対比表

| 機械・電気設備工事共进任稼責・男と編・機械設備工事・新口刈比衣 改訂前 | 改訂後 |
|-------------------------------------|-----|
| 改訂なし | |
| SKII / S C | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

1機械・電気設備工事共通仕様書 第3編 電気設備工事 新旧対比表 改訂前 改訂後 第2章 施 工 第2章 施 工 P3 - 17第1節 施工一般 第1節 施工一般 第2節 機器搬入据付 第2節 機器搬入据付 第3節 接地工事 第3節 接地工事 2-3-13 接地極位置などの表示 2-3-13 接地極位置などの表示 接地極の埋設位置には、その近くに接地極埋設標を設け、接地抵抗値、接地種別、接地極の埋 接地極の埋設位置には、その近くに接地極埋設標を設け、接地抵抗値、接地種別、接地極の埋 設位置、深さ及び埋設年月日を明示する。ただし、電柱及び屋外灯等の柱位置の場合並びにマン 設位置、深さ及び埋設年月日を明示する。ただし、電柱及び屋外灯等の柱位置の場合並びにマン ホール及びハンドホールの場合は、接地極埋設標を省略してもよい。 ホール及びハンドホールの場合は、接地極埋設標を省略してもよい。 図1 接地極埋設標 図1 接地極埋設標 種 接地埋設標 種 接地埋設標 用 途 用 途 埋設深さ 埋設深さ 埋設位置 度 埋設位置 前方 前方 度 m m 埋設年月日 令和 年 月 日 埋設年月日 平成 月 日 測定年月日 測定値 測定値 測定年月日 Ω 年 月 日 月 日 Ω 令和 平成 年 令和 年 月 日 Ω 平成 年 月 日 Ω 令和 年 月 日 Ω Ω 平成 年 月 日 (注) 材質 黄銅板 1.0mm 以上 (注) 材質 黄銅板 1.0mm 以上 文 字 腐食加工 文 字 腐食加工 数字 刻記 数字 刻記 仕 上 梨地又は黒 仕 上 梨地又は黒 寸 法 150×100~200×150mm 寸 法 150×100~200×150mm 角 度 壁等の埋設面と平行に設置する 角 度 壁等の埋設面と平行に設置する 抵抗値 監督職員の承諾する時の測定値 抵抗値 監督職員の承諾する時の測定値